

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年2月27日

香川県長尾土木事務所長 稲田 健治

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

香川県長尾土木事務所庁舎清掃業務

(2) 委託業務の内容

仕様書による

(3) 委託業務の実施場所

香川県長尾土木事務所 さぬき市長尾東 1538-1

(4) 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を、入札時に電子入札システムにより提出すること。

入札書提出画面に置いて、「添付資料」欄に添付すること。

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年2月27日から令和8年3月5日正午までの間に、下記に示した場所に対し文書で行うこと。質問文書には、事業者名・住所・担当所属部署及び氏名・連絡先（電話・FAX番号）を明記すること。

回答は、令和8年3月9日から令和8年3月10日までの間（休日を除く午前8時30分から午後5時まで、ただし令和8年3月10日は午後3時まで）、下記に示した場所で閲覧に供するとともに、令和8年3月9日午後5時までに、質問者及び本公告に係る電子入札システムで入札参加資格確認申請を行った者全員にFAX又はメールで送付する。

（質問書提出場所及び回答閲覧場所等）

郵便番号 769-2301

香川県さぬき市長尾東 1538-1
香川県長尾土木事務所 総務課 経理担当
電話番号 0879-52-2585
F A X 0879-52-4855
メールアドレス nagaodoboku@pref.kagawa.lg.jp

5 入札及び開札

- (1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時
令和8年3月19日 午後4時
- (2) 開札の日時
令和8年3月23日 午前10時
- (3) 開札の場所
香川県長尾土木事務所

- 6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否
否とする。

7 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年3月10日午後3時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和8年3月13日までに通知する。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿において、A級に格付けされている者であること。
- (3) (2)の競争入札参加資格において、香川県内に主たる営業所（本社、本店）を有する者であること。
- (4) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号または第8号により都道府県知事の登録を受けている者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (7) 令和2年4月1日以降、国、公団（特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき公団から事業を引き継いだ法人を含む。）若しくは地方公共団体が発注した庁舎清掃業務又は香川県出資の公社が発注した庁舎清掃業務（県が施工を監督したものに限る。）の元請として契約を締結し、履行した実績があること。

(8) 社会保険等（労働保険、健康保険、厚生年金保険）に加入していること。（加入義務のないものを除く。）

9 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、8の(3)、(5)、(7)及び(8)の要件を満たすことを証明する書類を令和8年3月10日午後3時までに、4に示した場所に提出（郵送の場合は令和8年3月10日までに必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8の(3)及び(8)を証明する書類は、次の(1)及び(2)のとおりとする。

(1) 8の(3)を証明する書類は、次のア及びイに掲げる資料とする。

ア 主たる営業所（本社、本店）の写真（下記のいずれも）

- ・ 建物の全景（テナントビルの場合は、建物入り口付近及び入居企業の案内板）
- ・ 屋外看板や郵便ポストなど当該営業所の営業実態が確認できるもの
- ・ 主たる営業所の内部（事務机、電話、FAX、パソコン、プリンターなどの事務備品及び書類の保管状況が確認できるもの）

イ 主たる営業所（本社、本店）付近の略図（営業所訪問ができる程度に詳細なもの）

(2) 8の(8)を証明する書類は、次のア及びイに掲げる資料とする。

ア 労働保険に加入していることがわかる公的書類の写し（直近の支払がわかるもので、下記に例示するいずれか一つでよい）

(例)

- ・ 労働保険概算・確定保険料申告書及び領収済通知書（領収印があるもの）
- ・ 納付書（領収印があるもの）
- ・ 領収証書（領収印があるもの）
- ・ 口座振替結果のお知らせ（申請者名が入っている部分を含む）
- ・ 労働保険事務組合が発行した納入告知書・計算書及び領収書
- ・ 労働保険料等納入証明書 等

※ 加入義務がない場合は、労働保険に加入義務がないことについての申立書

イ 健康保険及び厚生年金保険に加入していることがわかる公的書類の写し（直近の支払がわかるもので、下記に例示するいずれか一つでよい）

(例)

- ・ 厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書
- ・ 納入告知書 納付書・領収書（領収印があるもの）
- ・ 社会保険料納入確認書 等

※ 加入義務がない場合は、健康保険及び厚生年金保険に加入義務がないことについての申立書

なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和8年3月13日までに通知する。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12 再入札

開札をした場合において、競争入札参加者の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が無いときは、再度の入札を行う。

再入札の入札期間及び開札日時については、再入札の実施が決定した後、電子入札システムにより、競争入札参加者に別途通知する。

なお、最低制限価格未満の価格をもって入札を行った入札者は再度の入札に参加することができない。

13 落札者の決定方法

規則第 167 条の規定に基づき最低制限価格を設定し、当該価格を下回る入札が行われた場合には、その入札を行ったものを落札者とせず、予定価格の制限の範囲内かつ最低制限価格以上の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 落札の無効

落札者は、16（3）により入札の効力が生じた初日をもって契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。

(3) 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和 8 年 4 月 1 日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。